

家庭ごみ、燃やしていませんか？



野焼きは
懲役・罰金の
対象となります。

野焼き
ダメ!!

野焼きの罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科

（※法人は3億円まで加重）

ドラム缶・一斗缶・ブロック囲い、その他不適正な焼却炉で家庭ごみ等の廃棄物を焼却する行為は、一部の例外（※）を除いて、**法律により禁止**されています。

野焼きはダイオキシン類の有害物質を発生させ、甚大な健康被害を招く危険性があるほか、悪臭・煙害・火災などで地域住民の方々に迷惑をかけることもあります。

※野焼き禁止の例外

公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるとして政令で定める次の焼却

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんと焼き等の門松、しめ縄の焼却）
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例：病害虫防除のための剪定枝の焼却）
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（例：暖をとるための焚き火や、キャンプファイヤーでの木くずの焼却）

家庭ごみは、野焼きをしないで各市町のルールに従って処理しましょう。

特に…

- 〔 剪定枝…長さ50cm程度に切ってひも等で束ね、可燃ごみの指定袋を巻いて収集に出してください。 〕
- 〔 落ち葉、雪囲いで使用したナワなど…可燃ごみの指定袋に入れて収集に出してください。 〕

若しくは、千代田クリーンセンター（長井クリーンセンター、小国リレーセンター）に自己搬入して処理することもできます。